

Harmony通信

vol.158

2018.04

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

2017年賃金構造基本統計調査の結果

～女性の賃金、アルバイトの時給が過去最高に！

厚生労働省は2月下旬、2017年の「賃金構造基本統計調査」を発表しました。調査は従業員10人以上が働く全国約5万事業所で昨年6月に支給された給与のうち、主に基本給にあたる所定内給与の金額をまとめたもので、残業代は含まれていません。

これによると、フルタイムで働く女性の所定内給与の平均が前年より0.6%多く、4年連続で過去最高を更新したことがわかりました。一方で、非正規で働く女性が増えた影響で、正社員と非正社員の賃金格差は前年より広がりました。

報告書の概要は以下の通りです。

- ◆ 全般的に微増、男女の格差は過去最小
男女計30万4,300円（年齢42.5歳、勤続12.1年）
男性33万5,500円（年齢43.3歳、勤続13.5年）
女性24万6,100円（年齢41.1歳、勤続9.4年）
男女間賃金格差（男性＝100）は過去最小の73.4
～比較可能な昭和51年調査以降でとなりました。
- ◆ 年齢別の賃金カーブ、女性は緩やか
男女別の賃金カーブをみると、男性では年齢階級が高くなるとともに賃金も上昇し、50～54歳で42万4,000円（20～24歳の賃金を100とすると201.4）と賃金がピークとなり、その後下降しています。女性も50～54歳の27万円（同133.3）がピークとなっていますが、男性に比べ、賃金カーブは緩やかとなっています。
- ◆ 短時間勤務・アルバイトの時給は上昇
雇用形態別でみると、賃金格差は広がる
正社員所定内給与:32万1,600円と前年からほぼ横ばい
非正社員所定内給与:同0.5%減の21万800円

また、短時間勤務をするアルバイトや契約社員の平均時給額は同2.0%増の1,096円で、過去最高でした。
男性:同1.8%増1,154円／女性:同1.9%増1,074円
これを男女別・年齢階級別でみると、男性、女性ともに、20～24歳以降で1,000円を超えています。

編集後記

今年の桜の開花がこんなに早まるとは・・・と驚かれた方も沢山いらっしゃるのではないのでしょうか。仙台も例年より一週間から10日程早く桜が咲きました。4月第一週の土日くらいが見ごろとなり、朝晩は相変わらず冷えますが、それでも日中の晴れ間は市内の桜の名所～住宅地の公園までお花見を満喫する人々で賑わっていました。このHarmony通信がお手元に届く頃はすっかり葉桜になっているかもしれませんね。。せめて写真でピーク時の桜を楽しもうとインターネットで各地の桜の写真を眺めていたところ、桜の種類はなんと600種以上もあることがわかりました。大きく分けると自生している山桜と人の手が加わった里桜に分かれるそうです。里桜の代表格ソメイヨシノの親とされるのは、山桜のオオシマザクラ、エドヒガンザクラで樹齢1,000年を超える樹もあるとのこと。桜は本当に神秘の花ですね。

TOPICS

● 全国の労働基準監督署に

「労働時間改善指導・援助チーム」設置

厚生労働省は、4月1日から全国の労基署に労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間改善指導・援助チーム」を編成しました。

チームは、中小企業に対し法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行う「労働時間相談・支援班」と、長時間労働を是正するための事業所への監督指導を行う「調査・指導班」の2つの班で構成されます。

● 社保未加入で建設業許可を更新しない方針（4/6）

国土交通省は、社会保険未加入の建設会社について、建設業の許可を更新しない方針を固め、建設業法の早期改正を目指して、今後施行時期などを詰めていくこととしました。審査の際に、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料の納付証明書提出を義務付けると同時に、元請けから下請けに対して支払う法定福利費についてもチェックを強化する方針です。

● 働き方改革関連法案を閣議決定（4/6）

政府は、6日、働き方改革関連法案を閣議決定しました。法案は労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法、雇用対策法、労働時間等設定改善法、じん肺法の8本の労働法規の改正案が束ねられており、当初案から裁量労働制の適用業種拡大が削除され、法律による使用者の労働時間把握義務化などの修正が盛り込まれました。

● 雇用保険の手続きに個人番号が必須となります

厚生労働省より5月からマイナンバーが必要な届出等に個人番号の記載・添付がない場合、返戻される旨通知されました。ご注意ください。

Harmony通信 2018.04

#発行：2018年4月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

